

告 通

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者の一部改正等（DPC/PDPS）

令和4年8月17日 告示第253号、
8月16日 保医発0816第2号

【解説】厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者の一部が改正され、告示と関連通知が発出されました。8月18日からの適用です。

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正（告示第253号第1条）

(p.157 右段下から7行目の次に下線部挿入)

060035 結腸（虫垂を含む）の悪性腫瘍

手術・処置等2

：

⑦ パニツムマブ、セツキシマブ、レゴ

ラフェニブ、ピミテスピブ

(p.160 右段下から9行目の次に下線部挿入)

060040 直腸肛門（直腸S状部から肛門）の悪性腫瘍

手術・処置等2

：

⑦ パニツムマブ、セツキシマブ、レゴ
ラフェニブ、ピミテスピブ

(p.302 右段20行目の次に下線部挿入)

130030 非ホジキンリンパ腫

手術・処置等2

：

⑦ フォロデシン塩酸塩、プララトレキサート、ロミデプシン、ダリナパルシン

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第1項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正（告示第253号第2条）

(p.447 左段下から3枠目、下線部訂正)

6	ウパダシチニブ水和物〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和	3127
---	--	------



3年5月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る]		等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年12月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る]		ついて承認されたものに限る)に係るものに限る]	
<u>ウパダシチニブ水和物</u> 〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る]	3116	<u>リツキシマブ(遺伝子組換え)</u> 〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和4年6月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る]	1712及び1714	62 <u>バリシチニブ</u> 〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和4年6月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る]	3133
<u>ウパダシチニブ水和物</u> 〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る)に係るものに限る]	3116	(p.448 右段最下部の次に挿入)		63 <u>ピミテスピブ</u> 〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和4年6月20日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る)に係るものに限る]	2503から2506まで、2511から2514まで、2523、2524、2533、2534、2545、2547、2554、2555及び2561
<u>ウパダシチニブ水和物</u> 〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和4年5月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る]	3060	60 <u>プロルシズマブ(遺伝子組換え)</u> 〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和4年6月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る]	1807及び1809から1812まで	64 <u>ボソリチド(遺伝子組換え)</u> 〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和4年6月20日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る)に係るものに限る]	3826
		61 <u>ダブトマイシシ</u> 〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和4年6月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る]	3112、3113、4047、4049、4053、4054、4056及び4057	65 <u>スチムリマブ(遺伝子組換え)</u> 〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和4年6月20日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る)に係るものに限る]	3673から3676まで
37 <u>リツキシマブ(遺伝子組換え)</u> 〔当該薬剤の注意事項	3125				

(p.448 右段最下部、(6月号p.71で最終訂正)、
に下線部訂正して挿入)

保医発 0816 第2号

(p.449 別表項番「6」に下線部挿入)

告示番号	薬剤名	銘柄(参考)	適応症	ICD-10(参考)
6	ウパダシチニブ水和物	リンヴォック錠 7.5mg リンヴォック錠 15mg リンヴォック錠 30mg	既存治療で効果不十分な関節症性乾癬 既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎 既存治療で効果不十分な強直性脊椎炎	L405 L20\$ M081\$, M45\$

(p.450 別表の最下部、(6月号p.72で最終訂正)に下線部訂正して挿入)

告示番号	薬剤名	銘柄(参考)	適応症	ICD-10(参考)
37	リツキシマブ(遺伝子組換え)	リツキサン点滴静注 100mg リツキサン点滴静注 500mg	難治性の尋常性天疱瘡及び落葉状天疱瘡 視神経脊髄炎スペクトラム障害(視神経脊髄炎を含む) の再発予防	L100、L102 G360

(p.450 別表の最下部に挿入)

告示番号	薬剤名	銘柄 (参考)	適応症	ICD-10 (参考)
60	プロルシズマブ (遺伝子組換え)	ベオビュ硝子体内注射用キット 120mg/mL	糖尿病黄斑浮腫	H360
61	ダプトマイシン	キュピシン静注用 350mg	〈適応菌種〉ダプトマイシンに感性的メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) 〈適応症〉敗血症, 深在性皮膚感染症, 外傷・熱傷及び手術創等の二次感染, びらん・潰瘍の二次感染	A410, L03\$ 等
62	バリシチニブ	オルミエント錠 2mg オルミエント錠 4mg	円形脱毛症 (ただし, 脱毛部位が広範囲に及び難治の場合に限る)	L63\$
63	ピミテスピブ	ジェセリ錠 40mg	がん化学療法後に増悪した消化管間質腫瘍	C15\$, C16\$ 等
64	ボソリチド (遺伝子組換え)	ボックスゾゴ皮下注用 0.4mg ボックスゾゴ皮下注用 0.56mg ボックスゾゴ皮下注用 1.2mg	骨端線閉鎖を伴わない軟骨無形成症	Q774
65	スチムリマブ (遺伝子組換え)	エジヤイモ点滴静注 1.1g	寒冷凝集素症	D591

告

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院, 基礎係数, 機能評価係数 I, 機能評価係数 II 及び激変緩和係数の一部改正

令和 4 年 8 月 31 日
告示第 262 号

【解説】DPC の病院, 基礎係数, 機能評価係数 I, 機能評価係数 II 及び激変緩和係数の一部改正が告示されました。9 月 1 日からの適用です。

(p.461 右段, 下線部訂正)

別表第 3

	都道府県	病院	機能評価係数 II	激変緩和係数
(略)				

31027	削除	削除	削除	削除
31028	兵庫	川西市立総合医療センター	0.0832	0.0000
(略)				

* 本誌 2022 年 7 月号 p.67 「令和 4 年診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正」(令和 4 年 5 月 29 日事務連絡)

に, 以下の内容がもれておりました。お詫びして掲載いたします。

(p.740 左段下から 21 行目, 下線部訂正)
K054-2 脛骨近位骨切り術 **複 50**